

一般事業主行動計画策定に伴う行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年2月11日～2027年2月10日までの3年間

2. 内容

目標1： 2024年2月以降で、社員に対し、育児休業等に関する諸制度を周知する。

<対策>

- 2024年2月～ 随時
・ slack による男性育休取得奨励の社内報
・ 実際に育休を取得する社員が生じた場合に、委任する社労士から「出産・育児のお知らせ」を本人宛に送付する。
- 2025年1月
・ 実際に男性社員の妻の妊娠が判明した段階で、該当する男性社員全員に対して「出生時パパ育休」の再周知を行い、該当する男性社員の25%以上が育児休業を取得するよう奨励する。

目標2： 2024年10月までに、所定外労働を削減するため、フレックストライアルを実施可能な部署・営業所で実施する。

<対策>

- 2022年10月～ 所定外労働の現状を把握（実施済）
- 2023年11月～ 社内管理監督者向け研修（実施済）
- 2024年2月～ フレックストライアルの実施

目標3：2027年9月までに、新卒向けインターンシップの開催を目指す。

<対策>

- 2024年4月～ 新卒者の求人票作成・公開
- 2025年8月～ 就職活動中の学生向けインターン広告のHP上公開
- 2026年8月～ 就職活動中の学生向けのインターン実施